

宍道湖西岸地区の  
外来種  
対策マニュアル



近年、日本全国では多くの外来種が増え、生態系や私たちの暮らしにも影響が及んでいます。このマニュアルは、宍道湖西岸地区の農地周辺で**主に営農活動などに被害を与える侵略性の強い外来種**を取り上げ、今後の対策へ活用していただくものです。

## 外来種とは？

外来種は「**元々いなかつた地域に人の手によって棲みついた生物**」のことです。日本には人の住む以前からその土地で進化適応した「在来種」が棲んでいますが、外国との往来が盛んになった明治期以降から外来種が増え始め、現在では 2200 種以上の外来種が棲むようになりました。「外来種」には、外国から入ってきた「国外外来種」のほかに、日本の在来種でも別の土地に移動されて棲みついてしまった生物も含まれ、「国内外来種」または「国内移入種」と呼ばれます。

外来種の中でも次にあげられる生物は「**侵略的外来種**」といわれ、生態系や農林水産業、人の健康に大きな被害があるため、注意が必要です。

## 特定外来生物

日本では 2005 年から外来種の被害を防ぐための「**外来生物法（特定外来生物被害防止法）**」という法律が施行されました。生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがある国外外来種が「**特定外来生物**」に指定されています。特定外来生物は、輸入、放出、飼養等、譲渡等が禁止され、法律として厳しく規制されています。宍道湖西岸地区では 6 種の特定外来生物が確認されています。

## 生態系被害防止外来種

農林水産省と環境省が生態系や人間生活、農作物などに影響を及ぼす恐れのある外来種を指定したもので、そのリストが「**生態系被害防止外来種**」として公表されています。法的な規制はありませんが、多くの人々に外来種に対して適切な行動を呼びかけ、日本の生態系等への被害を防止するために作られました。特定外来生物だけでなく、日本の生態系に被害を及ぼすおそれのある侵略的な外来種など約 430 種を対象としています。被害状況により、以下のカテゴリーに分類されています。

総合対策外来種（緊急・重点・その他）

産業管理外来種

定着予防外来種

# 外来種の問題点

## ● 生態系への影響

外来種が**在来種を直接捕食**して数を減らしたり、**エサや住みかを奪い**、在来種を追いやってしまいます。また、在来種と近縁な外来種が交雑し、**在来種本来の遺伝子が失われてしま**います。



## ● 農業への影響

外来の動物は稻や畑の**農作物を食べたり、踏み荒す**などの被害を与えることがあります。また、繁殖力が強い外来の植物では、**農地に侵入すると収量や農作業に影響**を与える恐れもあります。



## ● 人への影響

外来種の中には、セアカゴケグモのように**毒をもつものや、噛み付いたりして危害**を加えるものもいます。また、デング熱を媒介するネッタイシマカのように、日本には存在しなかった**病気の発症や感染が広がる**危険が増大します。



次ページから紹介する外来種は、宍道湖西岸地区で営農活動に被害を与えるものや生態系への影響が大きい代表的な種を取り上げています。  
影響の大きさによってレベルを分けています。

